

おめでとうございます

秋の叙勲 受章者

11月3日、秋の叙勲受章者が発表されました。



北元 豊さん
(吉名町)
旭日双光章 受章

16年間にわたり竹原市議会議員を務められた北元豊さんは、竹原市議会正副議長を歴任するなど、竹原市の行財政運営の推進及び地方自治の発展に尽力されました。



角本 健治さん
(忠海東町)
旭日単光章 受章

23年間にわたり忠海2区長及び忠海東町第2自治会長を務められた角本健治さんは、「二窓の神明祭」などの行事の開催に注力するなど、住民自治の発展及び地域の活性化に尽力されました。

令和2年第6回竹原市議会臨時会

11月4日に、市議会臨時会が開催され、議長、副議長のほか、議会人事等が決まりました。



議長
大川 弘雄

平成18年に市議会初当選以来4期目。その間竹原市議会副議長及び議長を歴任。議長職にあつては平成30年から引き続き再任。



副議長
山元 経穂

平成22年に市議会初当選以来3期目。その間、総務文教委員会の正副委員長を務める。

県内初の承認を受けました！

県内初の AEO 制度に基づく特例輸入者の承認

10月19日、アトム株式会社は、県内事業者として初めて神戸税関から AEO 制度に基づく特例輸入者の認定を受けました。AEO 制度は税関手続きの簡素化等の優遇措置が受けられる制度で、世界税関機構において制定され、各国の税関が適合した事業者を認定するものです。

今回、同社のセキュリティ管理と法令遵守規則等を実現するための実効性や継続性等の社内体制が基準を満たしたため認定されたものです。



◀承認式での
アトム株式会社
平雄一郎 社長
(左)

おめでとうございます

令和2年度老人保健福祉関係功労者等被表彰

竹原市老人クラブ連合会の会長として、長年にわたり老人クラブ活動の振興に貢献した功績等が評価され、長木義美さんが(社福)広島県社会福祉協議会及び広島県老人保健施設協議会から表彰されました。



▲今榮市長に報告をする
長木 義美さん

年末年始の業務休止のご案内

問い合わせ 市民課生活環境係 ☎ 22-2279
市民課市民係 ☎ 22-7734

	令和2年12月				令和3年1月					
	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1(金)	2(土)	3(日)	4(月)	5(火)	6(水)
戸籍の届出の時間外受付	一般事務が年末年始休み中でも、「出生・婚姻・死亡届」などの受付や「火葬許可業務」は、市役所（本庁）地下宿直室（24時間受付）で行います。									
一般事務	休み									
斎場業務					休み					
し尿	12月29日から				休み			1月4日まで		
	※ただし、12月28日午前のし尿収集業務は、業者によってはお休みします。各業者へ直接お問い合わせください。									
ごみの収集	通常収集	通常収集	通常収集	休み			通常収集 1月1日 リサイクルする物の 振替日	通常収集	通常収集 1月1日 有害ごみの 振替日	
ごみの直接搬入	休み									
ごみの直接搬入における注意事項	<p>ごみを焼却場や最終処分場へ直接搬入する場合は、次のことに注意してください。</p> <p>○家庭ごみの直接搬入（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込は不要です。直接施設へ搬入してください。 ※ただし、竹原市に居住していることが確認できるものを持参してください。（例：運転免許証、公共料金などの請求書、保険証等） ※「もやせる物」は赤い指定ごみ袋に、「リサイクルする物」「もやせない物」「有害ごみ」は青い指定ごみ袋に入れて搬入をしてください。 <p>○事業ごみの直接搬入（有料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に申込が必要です。12月28日（月）までに手続きをしてください。 ・申込方法 所定の申込書（市民課生活環境係に備え付け）を市民課生活環境係に提出してください。搬入する車のナンバー、印かんが必要です。 ・料金 70円／10kg（各施設で料金を支払ってください。） ※家庭ごみ・事業ごみの搬入期限 12月30日（水）16時30分 <p>○直接搬入できないもの 産業廃棄物、家電リサイクル品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、スクーター、バイク、タイヤ、農業用機械、消火器、ガスボンベ、バッテリー、レンガ、砂、瓦、農薬、塗料、堆肥など</p> <p>※購入した販売店で引き取ってもらうか、または専門業者へ依頼してください。</p> <p>＜お願い＞年末年始はごみの量が増えますので、ごみの減量化にご協力ください。</p>									

ごみの臨時収集

◆ごみの休日収集・振替収集・年末年始のお休みは次のとおりです。

◆もやせる物

12月31日（木） → 収集しません
1月1日（金） → 収集しません
1月11日（月） → 収集します

◆リサイクルする物

1月1日（金） → 1月4日（月）

◆もやせない物

1月11日（月） → 1月8日（金）

◆有害ごみ

1月1日（金） → 1月6日（水）

問い合わせ

市民課生活環境係 ☎ 22-2279



あなたの地区の民生委員・児童委員
最も身近な相談相手であり、支援者です

問い合わせ

社会福祉課福祉係

☎ 22-2946

	氏名	住所	電話番号	担当地区		氏名	住所	電話番号	担当地区	
竹原・大乗地区	碓氷 康人	港町三丁目	22-4648	北崎	北部地区	吉川 幸子	東野	29-1201	水の口・大福地	
	坂田 早苗	港町二丁目	22-7180	西大石・東大石		神田キヨミ	東野	29-1016	在屋	
	香渡 清則	港町一丁目	22-2658	黒浜		秋井 文夫	東野	29-1976	柏野・青田・中条・金九郎	
	吉野 千鈴	本町一丁目	22-2493	向島・京栄		岡東 なち子	新庄	29-1287	砂原・片山谷・末宗・城ノ本・松橋・神田3～5	
	藤本 美晴	本町一丁目	22-2194	田中・地藏11・13組		岡東 操子	新庄	29-0702	葛子・粉谷・横大道・神田1～2	
	高橋 賢	本町二丁目	22-3790	地藏(1～3・5～6・8・9・12・14・17・18組)・山陽商船寮・地藏住宅						
	上岡 広海	本町一丁目	22-4267	地藏(7・10・15・16組)・本町住宅・三井住宅		荒谷 雅夫	西野	29-2618	下西野1～5班	
	土居 修	住田 高康	本町三丁目	22-6944		楠通・上市(12～14組)・上市(1～2組)・小路・下市	増田 慎二郎	西野	29-0118	亀山・宝器
			本町三丁目	080-3562-1899			仙田 恵美子	西野	29-1225	上赤坂・下赤坂・大橋・末京
	前本 憲男	久保 藤子	本町四丁目	22-0425		上市(1・2・12～14組を除く)・新町(16～21組)	吉田 眞由美	田万里	29-0880	下田万里区
			新町	090-1331-5784			高本 宏幸	田万里	29-1723	中田万里区
	新庄谷 艶子 (調整中)	佐々木 力也	中央二丁目	22-6385		本川・扇町 北堀・新町(11～15組) 新町(1～10・22・23組)	戸山 典昭	田万里	29-1339	上田万里区
			—	—			長井 泰江	仁賀	29-1385	仁賀1区(西谷)
	升元 恵三郎	中松 明子	新町	22-9166		塩浜三丁目・吉崎新開の一部 中須(1～10組) 中須(11～17組) 皆実・ビレッジハウス 竹原1・2号棟	坊迫 克成	仁賀	29-1445	仁賀2区(有屋谷・戸石・大谷)
			榎町	22-2616	土田 朋子		仁賀	29-1326	仁賀3区(仁賀)	
	増森 フクミ	池田 光雄	塩町三丁目	22-3118	明神・塩町四丁目・中須18組 西町(9～26・32組) 西町(1～8・27～31組)・来須(1～2組)・来須住宅	國竹 鈴子	東野	29-0668	北部地区全域	
			吉崎	22-2991		日下 光子	西野	29-0093	北部地区全域	
	吉川 栄作	白石 台造	塩町二丁目	22-5319	下野町大王・新宮原 宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	木島 美鈴	毛木北	28-0119	毛木区	
			皆実	090-2475-9049		七原 豊子	峠西	25-1660	郷区	
	橋本 京子	吉元 美景	明神	22-5926	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	前田 茂	浦尻	25-1061	浦尻区	
			西町	22-3417		江田 和恵	久保谷	28-0880	久保城区	
	土田 正信	高野 秀美	大王	22-5982	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	重廣 明美	中講	28-0711	曾井区	
			宮原	22-4510		元廣 美恵子	平方東	25-1066	平方区	
	北森 成美	高橋 信子	通上	22-0400	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	中吉 静見	西柏	28-0122	港区	
			上条	22-7118		坂野 博	掛ノ浦	28-0085	水場区	
	石原 淑子	廣 秀子	成井	22-3671	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	上本 幸雄	八王寺上	28-0406	東条区・西条区(西条)	
			大井東	22-1394		西浜 ぶり子	西条魁	25-1907	西条区(宮条・宮下・魁)	
	古田 ヨリ子	沖元 昭子	大井西	22-0474	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	河田 睦子	毛木北	28-0142	吉名地区全域	
宿根			22-7637	寄能 利一		長浜一丁目	27-0809	長浜一～三丁目		
渡橋 昭二郎	高尾 公子	宿根	22-7033	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	角本 松樹	床浦三丁目	26-2039	床浦三丁目・四丁目2～5番		
		小梨	22-7033		(調整中)	—	—	床浦一丁目		
高尾 隆雄	平原 隆雄	福田	24-1433	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	中岡 美津子	中町二丁目	26-0067	床浦二丁目1～14番・中町二丁目15・16番・三丁目1～7番		
		福田	27-0616		三好 信之	中町二丁目	26-2926	中町一丁目2～7番・二丁目10～14・17番		
木地 勇人	水野 榮子	福田	24-1704	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	阿蘇 信夫	中町二丁目	26-0459	中町一丁目1番・二丁目1・2・4・9・18・19番		
		高崎	24-1057		三次 恵美子	中町二丁目	26-0806	中町二丁目3・5～8・20～24番・四丁目1～6・8番		
藤川 明美	川西 好治	高崎	27-0135	宮原・受矢・阿此比・正部(新庄町) 中通 上条 成井・来須(3～5組) 大井東 大井西・築地 宿根 小梨 西谷・中谷・沖条(1組) 東谷・打越 沖条(2～8組) 大乘団地 打越・大乘(電発社宅を除く)・小吹 西条・中条・ビレッジハウス 大乘1・2号棟・電発住宅	大隅 保則	中町三丁目	26-2252	中町三丁目8～16番・床浦二丁目15～19番		
		高崎	27-0936		福井 典子	東町二丁目	26-0339	中町二丁目25・26番・四丁目7番・東町二丁目1～5番・三丁目5番		
谷平 徹	中央二丁目	22-8519	竹原地区全域	忠海地区	木下 誠也	中町四丁目	26-2963	中町四丁目9番・東町二丁目6番・三丁目1～4・6～8番		
宮本 恭子	高崎	27-0303	竹原地区全域・大乗地区全域		池田 幸江	東町二丁目	26-3409	東町一丁目1～8番・二丁目7～9番		
<p>民生委員・児童委員は、誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、常に住民の立場に立って相談に応じ、行政・関係機関への橋渡し役として、必要な支援を行います。</p> <p>なお、民生委員法により守秘義務があるため、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。(は主任児童委員)</p> <p>任期 令和4年11月30日まで</p> <p>※調整中の地区は決まり次第広報でお知らせします。</p>					早迫 政江	東町一丁目	26-2413	東町一丁目9～15番・五丁目1～9番		
					福濱 大治郎	東町三丁目	26-2939	東町二丁目10・11番・三丁目10～15番・四丁目2番		
					木下 英範	東町四丁目	26-2497	東町四丁目1・3～13番		
					三寶 佐千子	東町五丁目	26-1569	東町四丁目14～17番・五丁目10～29番		
					八和田 昭彦	中町三丁目	26-0859	忠海地区全域		
					藤本 眞智子	東町五丁目	26-0167	忠海地区全域		

みなさんの意見を募集します！

市で策定予定の計画について、次のとおりみなさんの意見を募集します。より良い計画を作るため、みなさんの考えをお寄せください。

- 竹原市障害者計画
- 竹原市第6期障害福祉計画
- 竹原市第2期障害児福祉計画

策定目的

障害のある人もない人も安心した生活を送れる地域社会の実現を目指して、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

公表資料

竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画、竹原市第2期障害児福祉計画（素案）

閲覧場所

健康福祉課障害福祉係、支所・出張所
（土・日曜日、祝日を除く 8時30分～17時15分）

意見の提出先・問い合わせ

健康福祉課障害福祉係
（〒725-8666 住所不要）

☎ 2 2 - 7 7 4 3 FAX 2 3 - 0 1 4 0

E-mail kenfuku@city.takehara.lg.jp

- 竹原市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

策定目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。

公表資料

竹原市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（素案）

閲覧場所

健康福祉課介護福祉係、支所・出張所
（土・日曜日、祝日を除く 8時30分～17時15分）

意見の提出先・問い合わせ

健康福祉課介護福祉係
（〒725-8666 住所不要）

☎ 2 2 - 7 7 4 3 FAX 2 3 - 0 1 4 0

E-mail kenfuku@city.takehara.lg.jp

公表・意見提出期間 12月28日（月）～令和3年1月26日（火）

意見を提出できる人 市内に在住、在勤、在学している人等

意見の提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、または市ホームページからダウンロード）により、直接・FAX・メール・郵送（※当日消印有効）のいずれかの方法で提出してください。市ホームページの専用フォームからも提出できます。ご意見等を踏まえ、計画を策定し、公表する予定です。

ノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう

ノロウイルスは1年中発生しますが、特に冬場に多発します。食中毒の原因は、ノロウイルスに汚染された食品の加熱不足や、加熱しないで食べる食品への二次汚染、人からの人への汚染などがあります。

ノロウイルスは感染力が強く、子どもや高齢者は症状が重くなることがあるので、食中毒や感染予防のために次のことに注意しましょう。

①手洗いの励行

帰宅時や、トイレの後、調理や食事の前には必ず石けんで手を洗いましょう。

②調理時の注意点

ノロウイルスは、熱に弱いので、十分に加熱調理をしましょう。また、調理器具や布巾などは、きれいに洗って、熱湯か次亜塩素酸ナトリウムで消毒しましょう。

③感染者がいる場合の注意点

○嘔吐したものや、便で汚れたものには、使い捨て手袋を使って処理し、汚染箇所は必ず次亜塩素酸ナトリウムで消毒しましょう。

○下痢のある時は、シャワーだけにするか、入浴する順番を最後にし、タオルなどの共用はやめましょう。

問い合わせ 保健センター ☎ 2 2 - 7 1 5 7